

大崎市誕生15周年記念事業

令和3年度大崎市民憲章フォトコンテスト 実施要項

1 目的

大崎市誕生15周年を迎え、新時代への飛翔に向けて、大崎市の未来を担う高校生が大崎市の魅力を再発見するとともに、大崎市民憲章のさらなる周知を図ることを目的とする。

2 主催

大崎市

3 審査協力

宮城県芸術協会写真部役員、大崎市役所職員等

4 応募資格

宮城県内の高校生

5 募集作品

大崎市民憲章から一行またはワンフレーズを選び、そこから連想される景色や人物、物の写真で未発表のもの

6 応募方法

(1) 応募数：一人5点まで応募可能ですが、入選は一人当たり1作品までとなります。

(2) 規格等：

- ・課題：大崎市民憲章の文面から連想される景色や人物、物の写真を撮影すること
 - ・写真サイズ：六つ切り(203mm×254mm)またはA4(210mm×297mm)でカラープリントまたはモノクロプリントしたもの
- ※スマートフォンで撮影し印刷した写真も応募可能です。**
※消去・合成など明らかな加工・編集がされている写真は応募不可とします。

・撮影場所：大崎市内(市内から撮影した風景や人物、物とします。)

・撮影期間等：撮影期間は問いませんが、過去にほかの作品展等への出品歴がなく、応募者本人が撮影した作品に限ります。

(3) 名札：学校名・学年・氏名(ふりがな)・作品名・選んだ文章(一行またはワンフレーズ)・撮影場所・市民憲章のどの部分から連想された風景であるかの説明を記入し、応募する写真に添えて応募すること。

※名札は写真に貼らないこと。

※名札の様式は、別紙1のとおり。

作品の写真の裏にも学校名・学年・氏名(ふりがな)・作品タイトル・作品の天地を記入すること。

(4) 提出用名簿：・学校で取りまとめて応募する場合

高等学校ごとに取りまとめ、各高等学校提出用名簿に学年・氏名(ふりがな)・作品名を記入し、応募する作品に添えて応募すること。

氏名等の掲載を希望されない生徒がいる場合、提出用名簿に別途で記入すること。

・個人で応募する場合

個人提出用名簿に学年・氏名（ふりがな）・作品名・郵便番号・住所を記入し、応募する写真に添えて応募すること。

入選・表彰時に市のホームページ及び広報紙等に高等学校名の掲載を行うので、応募の旨を各高等学校に伝えること。

氏名等の掲載を希望されない生徒がいる場合、提出用名簿に別途で記入すること。

※提出用名簿の様式は、別紙2のとおり。

(5) 注意事項：

- ・応募作品の著作権は応募者に帰属します。
- ・入選作品の撮影者は大崎市に対し、大崎市が催す展示会での展示のほか、大崎市のパンフレット・広報紙・ホームページ・市民憲章の啓発物資等に掲載する目的で、入選作品を利用することを許諾します。
- ・応募作品が入選した場合、入選した作品はその他の写真コンテスト等へ応募できないこととします。
- ・応募作品に人物が写っている場合は、必ずその方の使用許諾を得てから応募してください。

7 応募締切

令和3年12月24日（金）必着

8 応募方法・応募先

応募作品・名札・名簿を封筒等に入れ、以下の応募先に郵送で送るか、持参してください。

〒989-6188 大崎市古川七日町1番1号

大崎市役所市民協働推進部まちづくり推進課

大崎市民憲章フォトコンテスト担当宛て

9 審査

(1) 次のとおり入選作品を選考し、入選者には賞状及び記念品等を贈呈します。

- ・最優秀賞：1点
- ・優秀賞：2点
- ・入賞：5点

(2) 審査基準

- ① 題材性：作品タイトルに沿った写真か（選んだ市民憲章の文言を表しているか）
- ② 表現性：視点，構図，バランス，ピント，色の表現等の撮影技術
- ③ 独創性：撮影場所や被写体が独自に工夫されたものであるか

※審査は①を重視して行います。

(3) 審査結果については、高等学校での応募の場合は各学校長に、個人での応募の場合は提出用名簿に記入いただいた連絡先に別途通知します。

10 表彰

- (1) 表彰日時及び内容については、各学校長または提出用名簿に記入いただいた連絡先に別途通知します。
- (2) 入選作品は、学校名・学年・氏名ともに市のホームページ及び広報紙に掲載します。
- (3) 入選作品は大崎市の施設等に展示する予定です。
- (4) 入選した方には記念品を贈呈します。

11 その他

- (1) 入選された方には、後日入選作品をデータで提出していただきます。
- (2) 応募いただいた作品については、返却いたしませんのでご了承ください。
- (3) 応募いただいた方には参加賞を贈呈します。
- (4) 不明な点は、次まで連絡をお願いします。

・大崎市役所市民協働推進部まちづくり推進課

電 話：0229-23-5069（直通）

メー ル：machi@city.osaki.miyagi.jp

ホームページ：http://www.city.osaki.miyagi.jp/

大崎市民憲章

平成18年11月3日制定

恵みの森、奥羽山脈から湧き出る水は、大地を潤し文化の花をさかせます。
いにしえより伝統ある豊饒の地は、創造性に富む地域の力をはぐくみます。

私たちは ここに生きる大崎市民です

一人ひとりを尊重し ともに手を取り行動します

生き生きと 笑顔あふれる大崎をつくります

考え学び 豊かな心と力で大崎をたがやします

子どもたちが誇れる風土 大崎をみがきます

大 崎 市